



SmartWood

Practical conservation through certified forestry

スマートウッド森林管理年次監査報告書

事業体名：山梨県森林環境部県有林課

所定監査年次：2005年

SW-FM/COC-246

1. 公開概要

森林施業体(山梨県)への注：本セクション(セクション1)は、スマートウッド・ホームページの認証事業体(山梨県)の公開概要に追記され、掲載されることになる。

1.1 監査経過

A. 所定監査年次：2005年

B. 監査日時：2005年2月7～10日

C. 監査チーム

チームリーダー：大田伊久雄博士(森林経済/社会学)。大田博士は1986年北海道大学において生物医学工学、1992年オレゴン州立大学において森林資源に関してそれぞれ修士号を取得し、1999年京都大学において生物資源経済学の博士号を取得した。大田氏は4年間松下電器産業(株)において研究者として、また1年間オレゴン州立大学にて材積調査技師として勤務した。1992年から2004年の間、京都大学において国内外の森林政策・経済分野を担当する助教授であり、2004年には愛媛大学の準教授となった。また、国際森林研究機関連合(IUFRO)のワーキンググループ3.08.00「小規模林業」や6.11.02「工業国における林業及び地域開発」の共同議長としても活動している。大田博士は、スマートウッド審査員研修を2000年に修了し、過去5年間、スマートウッドの森林管理本審査、監査、事前審査に審査員として携わった。

森林管理/環境評価：杉本龍志。杉本氏は北海道大学において林学の学士号を、筑波大学において環境科学の修士号を取得した。氏は1991年(株)建設技術研究所CTIに入社し、それ以来建設技術者として勤務している。2002年には建設部門(建設環境)の技術士の資格を得た。氏は、動・植物相の調査、景観計画、ミチゲーション(影響緩和)を用いた自然復旧及び住民参加を伴う計画作成・意思決定における環境評価に関する責任を担っている。2002年から2003年にかけてマレーシアの森林研究所(FRIM)に、景観管理の専門家として勤務した。氏は、生物多様性を目指した緑の回廊造成プログラムを作成し、現地の人々と一緒になって回廊を造成した。

D. 監査概観

今回は山梨県にとって2回目の年次監査であった。この監査には、認証第2年次の期間中に達成しなければならない3つの条件、及び1年次目に達成しなければならなかったが2004年の監査時において完全には合致させられなかった1つの条件が含まれる。更に、監査の目的には、FSCの原則と規準を引き続いて遵守しているかどうかを評価すること、当初の本審査及び1回目の監査において視察しなかった現地及び区域を視

察すること、進行状況及び改善状況をモニタリングすること、森林作業員及び請負業者に面談すること、及び認証書所持者が有する全ての問題について解決を図ることが含まれていた。

当該監査では、4日間で現場・事務所検査、書類審査、面談及び会議を可能にするように予定が組まれた。監査対象の現地は、昨年以降管理活動が行われ又は改善されてきた箇所のうち代表的なものが選択された。豪雪を伴う冬季のため、監査時には皆伐作業は行われていなかった。その代わりに、保育間伐、収穫間伐及び枝打ち作業がこの時期の主たる活動であり、監査チームは主としてこのような活動が行われている箇所を視察した。

監査は、2005年2月7日午後2時に、山梨県の本庁舎において開始された。スマートウッドとの最初の会議で、山梨県の県有林課の幹部は、FSC認証に対する責務を認識し、森林管理の意図及びその活動を公衆に周知させることを確約した。県は、認証に付された条件を全てに亘って完全に満たすという目標を確認した。山梨県は、付された条件の各々に取り組むために行っている活動概要を、スマートウッドに提出した。監査員は、各々の条件に関連する全ての書類を審査し、県職員に質問を行った。

2月8日、監査チームは作業箇所を視察するため午前9時に出発した。計8箇所が監査対象として選定され、4つの異なる請負会社の森林作業員に面談した。当該箇所には、ヒノキの枝打ち箇所、シカの被害を防止するための忌避剤施用地、スギとカラマツの択伐林分、伐採土場、建設中の林道等が含まれていた。

2月9日、監査は9時に開始された。監査チームは、ヒノキの枝打ち箇所、コナラの若齢林分、マツクイムシ被害を受けたアカマツの農薬処理、アカマツの保育間伐、貯木場、林道建設箇所等を含む7つの異なる箇所を視察した。更に監査チームはこれらの作業箇所を視察している間に、森林作業員や建設作業員の代表者数人及び森林組合の幹部に面談した。

2月10日、監査チームは、監査結果についての協議を午前8時30分に開始した。今回の監査結果についての概要が午前9時30分に説明され、午前10時頃に監査は終了した。

E. 視察サイト

非森林サイト

1. 山梨県森林環境部長室

2. 山梨県森林環境部県有林課
3. 山梨県集成材事業協同組合
4. 富士川原木市場
5. 東部甲斐木材産業団地

事業実行中の森林サイト

2005年2月8日

午前

1. 甲府事業区県有林 74 林班ろ 3 小班、11 年生ヒノキ、アカマツ、カラマツ複層林、ヒノキ林分枝打ち作業中
2. 甲府事業区県有林 74 林班ろ 2 小班、9 年生ヒノキ林分、2004 年鹿忌避剤施用地
3. 甲府事業区県有林 74 林班に 2 小班、50 年生スギ林分、70～80%の択伐・ケヤキ、カツラの植栽予定、河畔林の伐採方法を協議
4. 甲府事業区県有林 71 林班い 9 小班、51 年生カラマツ、スギ林分、2003 年皆伐実施、地拵え作業中
5. 甲府事業区県有林 71 林班い 4 小班、25 年生ヒノキ林分、2004 年間伐実施

午後

6. 鰍沢事業区県有林 173 林班、幅員 3m林道建設中
7. 鰍沢事業区県有林 181 林班は 4 小班、57～59 年生スギ・ヒノキ林分、2003 年販売地拵え作業中
8. 鰍沢事業区県有林 174 林班と 4 小班、40 年生スギ・ヒノキ林分 2004 年保育間伐実施

2005年2月9日

午前

1. 韮崎事業区県有林 117 林班へ 9,10 小班、10 年生ヒノキ、カツラ、ヤチダモ林分、ヒノキ林分枝打ち作業中
2. 韮崎事業区県有林 117 林班は 3 小班、10 年生コナラ林分、シイタケ原木林施業地
3. 韮崎事業区県有林 126 林班は 6 小班 10 年生ヒノキ林分、保育間伐実施中
4. 韮崎事業区県有林 126 林班は 4 小班マツクイムシ被害地、伐倒・農薬施用

午後

5. 大月事業区県有林 129 林班、幅員 4 m林道建設中
6. 大月事業区県有林 72 林班い 4 小班、38 年生カラマツ林分、保育間伐実施中
7. 大月事業区県有林 71 林班ろ 3,4 小班、38 年生アカマツ林分、2004 年保育間伐実施

F. 面談者：

省略

G. 調査文書

1. 第6次県有林経営計画概要版
2. 県有林の組織
3. 恩賜県有財産特別会計決算及び予算
4. スマートウッド認証条件への対応計画
5. 県有林内の森林施業の影響を測定するための環境影響評価方法書
6. 県有林施業計画作成のための現地調査時におけるRTE種特定・保護方法書
7. 森林生態及び野生生物に関する基本情報を提供する職員・請負業者研修カリキュラム
8. 2001年、2002年、2003年、2004年の県有林伐採実績
9. 原木市場におけるFSC認証材ラベル使用方法書
10. 原木市場におけるFSC認証材販売方法書
11. 山梨県内CoC(流通加工)認証事業体一覧
12. 「やまなし森林・林業基本計画」
13. 林道建設に伴う浸食を防止するための植物種一覧

1.2 監査結果総論及び結論

山梨県有林の森林管理活動は、全般的に非常に良好である。150,000haを超える公有林の管理組織は、明治時代以降歴史的にみて長期にわたり培われてきたものであり、森林は県職員や周辺の人々の絶え間ない努力の下で管理されてきた。監査期間中に視察した全ての箇所における林業活動や森林管理方針について、大きな問題は無い。監査員が指摘した事項は、森林内でのモーターバイクの不法投棄である。

職員はよく訓練されており、教育機会が職員に絶えず提供されている。FSCの原則と規程を理解しようとする努力が県庁全体に広まっている。現場、本庁及び研究機関における職員の士気は高い。

残りの条件を乗り越えようとする活動は、よく行われている。第1回目の年次監査以降これらの条件について議論するため、県有林関係の職員は多くの会合を持ち、第2年次の監査期日の前に適切な規定類や文書類を作成していた。このことは、当該組織とその職員の優秀性を示すものである。

請負会社に対する教育・指導や必要情報の提供は、適切に行われている。県有林におい

てる永続的な森林造成に貢献しようとする請負森林作業員の知識レベルや士気は、高いことが認められた。請負会社は、相互信頼に基づいて、県と請負業者の間の良好な関係を保っている。県有林の現場職員は度々、作業中の請負作業員を訪問し話しかけるので、両者のコミュニケーションは良好である。このことにより、基本的には県有林経営計画に基づくものの、最近の状況に対応するため時に応じて現場職員により修正される具体的な個々の林分の管理方針が、請負作業員に十分に理解されている。

森林作業の前に RTE 種を特定・保護するための規定類は、かなりよく文書化されているものの、全ての県有林現場職員が全ての RTE 種及びそれらのチェック・シートに記載されている全ての生息地を十分に認識しているかどうかについては、監査員としては確信を持っていない。全ての現場職員が記載されている全ての RTE 種の特徴を理解できるように、県が教育・訓練を追加的に実施することは容易なことではないが、このことに関して県は前向きに取り組んでおり、更に前進する余地はある。このことが、環境影響評価及び RTE 種についての方法書の作成に続く第 2 ステップとして対応するための県有林当局の課題となるであろう。

県有林では、RTE 種の保護策について検討する委員会を 1 回開催した事例がある。外部関係者からの情報により、県は RTE 種の鳥類の存在を認識し、さらに、専門家から得たアドバイスに基づき当該鳥類の繁殖活動を保護するため、当初の作業計画を変更した。それらの決定は県有林の管理規定に完全に沿うものであり、適切なものであった。

県有林では林道建設に伴う浸食防止策に間伐材を利用している。県は植生を復活させ浸食を防止するため、ラス金網を施工した林道の法面上に木本・草本類を植栽している。復旧用として以下の郷土種を使用している：ヨモギ(*Artemisia princeps* Pampan)、イタドリ(*Reynoutria japonica* Houtt)、メドハギ(*Sericea lespedeza*)、ヤシャブシ(*Alnus firma* Sieb. et Zucc)。また、外来種も利用している：ヒロハノウシノケグサ(*Festuca arundinacea*)、オオウシノケグサ(*Festuca rubra*)、コヌカグサ(*Agrostis alba* L)、シロツメクサ(*Trifolium repens*)、シナダレスズメガヤ(*Eragrostis curvula*)、イタチハギ(*Amorpha fruticosa*)。

林道法面の早急な緑化に郷土種のみを使用することは得策ではない。従って、県有林では幾つかの外来種を緑化のために受け入れているが、スマートウッドは、外来種の使用量は最小限に留めるべきであり、その影響をモニタリングすべきであると考えている。そのため、山梨県森林総合研究所は、周辺環境で浸食防止用に使用されている外来種の影響を調査しつつある。

1.3 条件への対応状況及び是正措置の要請

A. 従前に付された条件への対応状況の概要と是正措置の要請

結着－条件 1、4、5 及び 11

適合/対応中－なし

B. 今回の監査において付された新規の是正措置要請

是正措置要請番号:CAR-1/2005	準拠規準 6.1
非遵守の程度 大きい <input type="checkbox"/> 小さい <input checked="" type="checkbox"/>	RTE 種チェックシートの記入者である現場職員の全てが、RTE 種を同定したり生息地を判定するのに十分な知識を有しているかどうか明確でない。
是正措置要請: 県有林当局は、RTE 種やその他の重要な事項に関する情報を他部署・他機関から取得する方策を含めるように、環境影響評価実施要領を改訂すること。実施要領には評価結果の中・長期的なモニタリングの方策を含めること。	
遵守に至る期間:12ヶ月	

是正措置要請番号:CAR-2/2005	準拠規準 6.9
非遵守の程度 大きい <input type="checkbox"/> 小さい <input checked="" type="checkbox"/>	浸食防止・復旧用に使われている外来地被植物について、積極的にモニタリングされていなかった。
是正措置要請: 県有林当局は、浸食防止やそれに関連する目的のために使用された植物及び種子の起源(または原産地)を記した記録文書の保管を開始すること。更に、浸食防止用の外来植物種の使用量と使用区域(または使用面積)を減ずるよう努力する旨を、文書化すること。	
遵守に至る期間:3ヶ月	

(ここで本年次報告の公開概要は終了する)